

旭川市宿泊施設等受入環境整備補助金 FAQ

1. 制度概要・補助対象事業者について

- 申請できるのはどのような事業者ですか？
 - 旭川市内でホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(民泊)を営み、今後も継続して営業する意思のある事業者が対象となります。
 - なお、旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出など、必要な手続きを行っていることが条件となります。
- 北海道の補助金に申請中でも、本補助金に申請できますか？
 - 北海道の補助金に申請中でも、本補助金への申請は可能です。ただし、同一事業について北海道の補助金に申請している場合は、原則として道補助金の交付の可否が確定した後に、本補助金の交付の可否を決定します。
- 北海道の補助金に申請していなくても、本補助金に申請できますか？
 - はい。旭川市内で対象となる宿泊施設を運営している場合は、北海道の「観光地づくり加速化補助金」に申請していなくても、本補助金に申請できます。
- 北海道の補助金が不採択となった場合も申請できますか？
 - はい。北海道の補助金が不採択となった場合でも、市内の宿泊事業者であれば、本補助金に申請できます。ただし、補助対象となる事業や経費については、旭川市が独自に審査を行います。
- 宿泊税の申告等の手続きを行っていない場合も申請できますか？
 - 旭川市宿泊税条例に基づく申告その他の手続きを行う義務があるにもかかわらず、必要な手続きを行っていない場合は、補助対象となりません。宿泊税に関する必要な手続きを確認し、適切に行ってください。
- 市税を滞納している場合は申請できますか？
 - 旭川市税を滞納している場合は、補助対象となりません。申請時には、市税の滞納がないことを確認できる書類を提出していただきます。
- 本社が市外にありますが申請可能ですか？
 - 本社が市外にあっても、旭川市内で対象となる宿泊施設を運営している場合は申請可能です。

- 新たに宿泊施設を開業する場合も補助対象になりますか？
 - 申請時点で、旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出など、必要な手続きを完了していることが必要です。
 - また、整備する設備等が補助対象となるかについては、事業内容を確認の上、判断します。
- マンションやアパートの一室を利用した民泊も対象になりますか？
 - はい。マンションやアパートの一室を利用した民泊であっても、住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている場合は補助対象となる可能性があります。
 - ただし、補助事業の実施に当たり、建物の所有者や管理者の承諾が必要な場合は、必要な承諾を得ていることなどを確認します。また、区分所有建物については、管理規約等に抵触しないことが必要です。

2. 補助金額・整備計画について

- 補助金額の上限や補助率はどのようになっていますか？
 - 補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内です。補助上限額はホテル・旅館・簡易宿所が 1 施設当たり 100 万円、民泊が 1 施設当たり 50 万円です。
 - なお、北海道の「観光地づくり加速化補助金」の交付決定を受けた場合は、道補助金の対象として認められた経費から道補助金額を差し引いた額の 2 分の 1 以内を補助します。
 - 補助金額は、算定額と補助上限額のいずれか低い額とし、千円未満の端数は切り捨てます。また、補助金は市の予算の範囲内で交付します。
- 北海道の補助金を受けている場合、本補助金額はどのように計算しますか？
 - 北海道が補助対象として認めた経費(消費税等相当額を除く。)から道補助金額を差し引き、その残額の 2 分の 1 以内を補助します。ただし、市の補助上限額を超えることはできません。
 - なお、本補助金額の算定には、道補助金の交付決定額を使用しますが、道補助金額の確定後は、道が最終的に認めた補助対象経費及び道補助金の確定額を用いて本補助金額を再計算します。千円未満の端数は切り捨てます。

- 複数の施設を運営していますが、まとめて申請できますか？
 - 複数の宿泊施設を運営している場合は、施設ごとに申請してください。補助上限額についても、施設ごとに適用します。
※申請は1施設につき1回に限られます。

3. 補助対象となる経費・設備について

- どのような設備が補助対象となりますか？
 - 主に次のような設備等の導入・整備が対象となります。
 - ① 省力化設備：自動チェックイン機、予約管理システム、清掃ロボットなど
 - ② 安心・安全に資する設備：バリアフリー設備、非常用電源、防災備蓄品など
 - ③ 観光コンテンツの充実：旅行者が利用するレンタル用品、関連設備など
 - ④ その他受入環境整備：多言語案内設備、Wi-Fi 関連機器、宿泊者の利便性を向上させる設備など
 - いずれも、旅行者へのサービス向上等に資するものであることが必要です。対象となるかどうかは、具体的な整備内容を確認して判断します。
- テレビなどの単なる買換えは対象になりますか？
 - 機能向上を伴わない単なる買換えは対象になりません。ただし、新たな機能の追加などにより、宿泊者の利便性向上や宿泊施設の受入環境の改善につながるものについては、補助対象となる場合があります。
 - なお、機能向上があれば必ず補助対象になるものではなく、具体的な整備内容によって判断します。
- 撤去や廃棄の費用は対象となりますか？
 - 原則として撤去や廃棄の費用は対象経費となりません。ただし、既存設備(浴槽など)を撤去しなければ新たな設備の搬入ができない場合など、見積もりに含まれる解体撤去・搬出・処分費が対象と認められるケースもございます。
- 通販での購入費用や運送料、銀行振込手数料は対象ですか？
 - 通信販売での購入費は対象となります。運送料も対象と認められるため見積に含めて記載してください。しかし、振込手数料については対象外となります。
- 消費税は補助対象経費として計上できますか？
 - 消費税は補助対象経費として計上できません。

- リースや中古品は対象になりますか？
 - リースや中古品はどちらも対象となりません。
- クーポンやポイント、金券を利用して支払った経費は対象ですか？
 - クーポンやポイントで充当した部分は対象になりません。金券(商品券等)で充当した部分は対象になります。
- 見積書は複数必要ですか？
 - 見積の合計が 50 万円以上の場合は、2 者以上の見積が必要となります。
- プロモーション目的の費用は対象になりますか？
 - 旅行者にとって受益をもたらす設備等への補助であるため、来訪者を増やすことのみを目的とした事業(ウェブページ制作やプロモーション目的の 3D データ制作等)は補助の対象外です。
- 交付決定後に購入する設備を変更することはできますか？
 - 設備の変更を希望する場合は、事前に事務局へご相談ください。変更内容によっては市の承認が必要となります。必要な承認を受けずに支出した経費については、原則として補助対象経費から除外されます。
- 交付決定後に設備の価格が安くなった場合はどうなりますか？
 - 実際の補助対象経費が減少した場合は、減額後の経費をもとに補助金額を再計算します。その結果、補助金額が交付決定額を下回る場合は、減額となります。
- 交付決定後に補助対象経費が増加した場合、本補助金額は増額されますか？
 - いいえ。設備の価格上昇や事業内容の変更などにより、補助対象経費が増加した場合でも、交付決定した補助金額を増額することはできません。
- 補助金で購入した設備を後から売却・処分できますか？
 - 補助金により取得した不動産及びその従物や、取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の機械・器具等については、一定期間、目的外使用、売却、譲渡、廃棄等が制限されます。
 - 原則として、事前に市長の承認が必要です。ただし、所定の耐用年数(10 年を超える場合は 10 年)が経過した場合などは、この限りではありません。
 -

- 補助金で購入した設備に関する書類は、いつまで保存する必要がありますか？
 - 補助事業に関する帳簿や証拠書類は、事業が完了した年度の翌年度の初日から 5 年間保存する必要があります。ただし、処分が制限される財産について、その制限期間が 5 年間を超える場合は、当該期間が終了するまで保存する必要があります。

4. 申請・手続き・スケジュールについて

- 申請から交付決定までどのくらいかかりますか？
 - 申請(不備のない状態)から交付決定まで通常1か月程度を要します。ただし、申請が集中している場合は遅延・変動する可能性があります。
- いつから設備の導入や支払いを始めてよいですか？
 - 原則として、旭川市の補助金交付決定通知を受けた後に事業へ着手してください。ただし、入札などの事業者選定や見積書の取得は、交付決定前でも行うことができます。
 - なお、北海道の「観光地づくり加速化補助金」の交付決定を受けた事業については、道補助金の交付決定日以後に着手した場合も本補助金の対象となります。
 - その他、やむを得ない事情がある場合は、事前に事務局へご相談ください。
- 事業はいつまでに完了する必要がありますか？
 - 令和 9 年 2 月 26 日までに設備等の導入、工事の完了及び代金の支払を終える必要があります。また、実績報告書は、事業完了の日から 30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日までに提出してください。期限までに必要書類を提出できるよう、余裕を持って事業を進めてください。
- 期間内に間に合わない場合はどうなりますか？
 - 事業期間内に完了できない見込みとなった場合や、事業の継続が困難となった場合は、速やかに事務局へご連絡ください。状況に応じて、所定の報告書を提出していただき、市から必要な指示を行います。
 - なお、所定の期限までに事業を完了し、必要な実績報告を行うことができない場合は、補助金を交付できないことがあります。

- **補助金は事前に概算で支払われますか？**
 - 概算払は行いません。事業完了後に実績報告書を提出していただき、内容を審査して補助金額を確定した後に支払います。
- **申請内容を変更したい場合はどうすればよいですか？**
 - 交付決定後に事業内容を変更する場合は、原則として事前に変更承認申請を行い、市の承認を受ける必要があります。また、事業を中止又は廃止する場合も、事前に市の承認が必要です。
 - ただし、補助対象経費総額の20%以内の減少など、軽微な変更については承認が不要となる場合があります。
 - なお、変更によって経費が増加した場合でも、交付決定した補助金額を増額することはできません。

5. その他

- **他の補助金と同時に利用(併給)できますか？**
 - 旭川市が交付する他の補助金等の対象となった経費については、本補助金の対象となりません。ただし、北海道の「観光地づくり加速化補助金」については、道補助金の対象として認められた経費から道補助金額を差し引いた額に対して、本補助金を交付することができます。
- **設備等に何か表示する義務はありますか？**
 - 本補助金は旭川市宿泊税を財源としているため、補助金を活用して整備した設備等について、宿泊税を活用した事業であることを表示していただきます。表示方法の詳細については、交付決定後にご案内します。